

苦小牧市地域自立支援協議会設置要綱

(平成20年5月1日制定)

(設置)

第1条 地域における相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の適切な実施を図るとともに、関係機関による障害福祉施策に関する協議の場を設けるため、法第89条の3第1項の規定に基づき、苦小牧市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業の適切な実施に関すること。
- (2) 関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) 苦小牧市障がい者計画及び苦小牧市障がい福祉計画に関すること。
- (4) その他障害福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業に従事する者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 障害者等の当事者団体が推薦する者
- (7) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条各号に規定する所掌事項を協議するため必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会は、協議会の会議において指名する委員をもって構成する。
- 3 部に部会長を置き、会長が指名をする委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理するとともに、部会の会議において審議した事項を協議会に報告する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(幹事会)

第8条 協議会に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の会議において指名する委員をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長が招集する。

(守秘義務)

第9条 委員及び第6条第2項(第7条第5項において準用する場合を含む。)の規定により協議会又は部会の会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

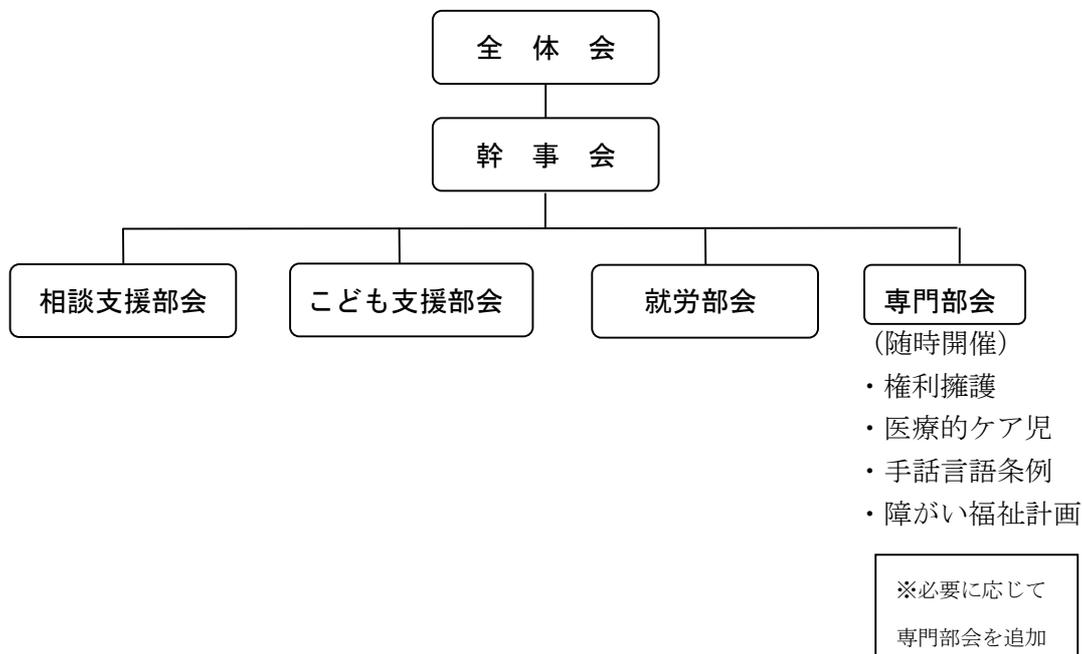
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

令和3年度苫小牧市地域自立支援協議会組織について

1 地域自立支援協議会の構成



2 所掌事項

(1) 全体会（年2～3回開催）

- ア 相談支援事業の実施状況に関すること。
- イ 関係機関との連携体制の構築に関すること。
- ウ 障がい者計画及び障がい福祉計画の総括に関すること。
- エ その他障がい福祉施策の推進に関すること。

(2) 幹事会（随時開催）

- ア 部会活動の企画、進捗管理等に関すること。
- イ 部会活動の総括による問題提起、意思決定等に関すること。
- ウ 先進事例視察研修の企画及び実施に関すること。

(3) 部会（各部会・年2～3回程度開催）

- ア 障がい福祉に関する地域課題の提起、検討に関すること。
- イ 個別ケース等の事例検討に関すること。
- ウ 課題別の関係機関の情報交換、地域連携等の場の構築に関すること。
- エ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること。

3 部会所掌事項

(1) 相談支援部会

- ア 利用計画と障害福祉サービス等に関する調査研究
- イ 相談支援事業所全体のスキルアップ及び事業所間の連携体制の構築
- ウ 個別ケース等の事例検討
- エ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(2) こども支援部会

- ア 発達障がい（早期療育）に関する各種福祉サービス等の調査研究
- イ はぐねっと推進事業の普及、進捗に関する情報交換
- ウ 障害児通所支援事業所の療育体制の整備、連携体制の推進

(3) 就労部会

- ア 障がい者雇用（工賃向上を含む。）及び就労相談に関する調査研究
- イ 障がい者就労支援事業の進捗に関する情報交換
- ウ 個別ケース等の事例検討

(4) 専門部会（随時開催）

専門性の高い個別ケースに応じた協議（権利擁護、医療的ケア児支援、手話言語条例、障がい計画等）

	構成メンバー の区分	氏 名	団 体 名	幹 事	相 談	こ じ も	就 労
1	(1) 相 談 支 援 事 業 者	園 田 亜 矢	社会福祉法人せらび 苫小牧地域生活支援センター セン ター長	○	◎		
2		渡 辺 伸 子	社会福祉法人緑星の里 相談支援事業所サポート 管理者		○		
3	(2) 福祉サービス 事業者	和 泉 雅 子	特定非営利活動法人 紙風船・とまこま い 就労サポートセンター紙風船 セ ンター長				○
4		伊 藤 康 博	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会 事務局長	○	○		
5		井 上 あゆみ	苫小牧市 福祉部 発達支援課 課長	○		◎	
6		緒 方 砂 織	社苫小牧地域児童通所支援事業所連絡 協議会 会長			○	
7		小 島 弘 一	社会福祉法人苫小牧慈光会 障害者支援施設樽前かしわぎ園 副施設長		○		
8		佐 藤 嗣 有 子	特定非営利活動法人 もなみ会 サポートセンターあそしえ 総合施設長	○			◎
9		斉 藤 フミ子	特定非営利活動法人 苫小牧市手をつなぐ育成会 会長	○		○	
10		堀 信	社会福祉法人緑星の里 永光 施設長	○	○		
11	(3) 保 健 ・ 医 療 関 係 者	大 澤 佐 登 美	一般社団法人 北海道総合在宅ケア事 業団 苫小牧地域訪問看護ステーショ ン 所長			○	
12		西 森 浩 弓	苫小牧市立病院 地域医療連携室 主査			○	
13		三 浦 一 郎	医療法人社団 玄洋会 北海道メンタルケアセンター 相談支援センター長	○	○		
14		山 口 敦 子	苫小牧地域保健室 健康支援係長		○		
15	(4) 教 育 ・ 雇 用 関 係 者	大 野 恭 介	苫小牧公共職業安定所 専門援助部門 就労促進指導官				○
16		鈴 木 隆 宏	北海道平取養護学校 教頭			○	○
17		関 崎 崇 裕	苫小牧市教育委員会 教育部指導室 指導主事			○	
18		堀 抜 信 吾	苫小牧商工会議所 総務課長				○
19		吉 田 良 弘	苫小牧心身障害者職親会 会長	○			○
20	(5) 障 害 者 等 の 当 事 者 団 体 が 推 薦 す る	江 尾 清	苫小牧身体障がい者福祉連合会 会長				
21		川 畑 聡	回復者クラブ ほのぼのクラブ 会長				
22		高 橋 厚 子	北海道自閉症協会 苫小牧分会 (あじさいの会)	○		○	

◎は部会長